

第671回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成26年 2月 7日（金） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲について（品目の追加）

業務部 長 山 統括審査官（通関総括第4部門）

（2）関税率表解説及び分類例規の一部改正について

業務部 古 賀 首席関税鑑査官

（3）文書による事前教示制度の利用

業務部 古 賀 首席関税鑑査官

4、その他・連絡事項等

・消費税法改正に伴う計算例について

業務部 内 山 統括審査官（通関総括第1部門）

開催予定日 平成26年 3月 6日（木） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

関係者各位

平成26年1月17日
経済産業省製造産業局自動車課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲について
のお知らせ

中古自動車の輸出については、コンテナを利用した輸出の増加や、不適正に解体された自動車を中古車として称して輸出する事例が確認されていることなどを踏まえ、中古車の輸出とは認められない事例、中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲及び廃棄物の輸出に該当する事例について、昨年2月4日付け「中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲についてのお知らせ」にてお知らせしたところです。

今般、コンテナに積み込む際の部品の一時的な取り外しについて、中古自動車の輸出の実態に鑑み、解体を行うときに必要となる許可を得なくてもこれを行うことができる部品（ミラー、タイヤ等）として、新たに、ヘッドランプ、テールランプ・ストップランプ等のランプ類を追加することとしました。

このため、中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲について、改めて下記のとおりお知らせします。

なお、中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲については、別添のとおり、関係機関に連絡していますので、併せてお知らせします。

記

1. 中古車の輸出とは認められない事例

次の作業が行われたものは、外見上自動車としての使用を終えていることが明確であることから、中古車として輸出することはできません。また、こうした作業は、使用済自動車の解体行為であり、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けた解体業者でなければ行うことができません。

①ハーフカット、②ノーズカット、③ルーフカット、④テールカット、 ⑤エンジンの取り外し、⑥車軸の取り外し、⑦サスペンションの取り外し

2. 中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲

1以外の場合でも、輸出に当たり部品の取り外しを行うときは、自動車リサイクル法の解体行為に当たる可能性があります。

ただし、次の付属品等を取り外す行為は、解体行為とは解釈されません。

①カーナビ、②カーステレオ、③カーラジオ、④車内定着式テレビ、
⑤ E T C 車載器、⑥時計、⑦サンバイザー、⑧サイドバイザー、
⑨ブラインド（カーテン、カーテンレールを含む。）、⑩泥除け、⑪消火器、
⑫運賃メーター、⑬防犯灯、⑭防犯警報装置、⑮防犯ガラス（プラスチック製のものを含む。）、⑯タコグラフ（運行記録計）、⑰自重計、
⑱運賃料金箱（両替機を含む。）

また、次の品目については、コンテナ輸送に伴う積載効率の観点からやむを得ず一時的に取り外し、これらを取り外された車両と同一のコンテナに積載する場合に限り、その取り外しは解体行為とは解釈されません。

①タイヤ、②ミラー、③バンパー、④ボンネット、
⑤リアハッチ・トランクリッド、⑥ランプ類

3. 廃棄物の輸出に該当する事例

使用済自動車、解体自動車（※）、特定再資源化物品は、自動車リサイクル法第 121 条に基づき、廃棄物とみなされます。廃棄物を輸出する場合、廃棄物処理法に基づき、環境大臣の確認が必要です。

このため、1 の①から⑦までに掲げるーフカット等の作業が行われた自動車を輸出しようとした場合であって、フロン類、エアバッグ類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯が回収されていないときは、廃棄物の輸出に該当するおそれが高く、違法な輸出が未遂であっても、廃棄物の未確認輸出として、罰せられる可能性があります。

※ 適正に解体され、その全部を利用するものとして輸出業者等に引き渡されたものは、一律には廃棄物とみなされず、個別に該否が判断されます。

4. 問い合わせ先

○経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室

TEL 03-3501-1690

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

TEL 03-5501-3153

(別添)

事務連絡

平成26年1月17日

経済産業省製造産業局自動車課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長

中古自動車等の輸出時の注意事項について（抜粋）

1.・2. (略)

3. ここでいう「使用済自動車」及び「解体」は以下のとおり解釈するのが適当であること。

①～③ (略)

④ また、中古車輸出時にコンテナに積み込む際の部品の取り外しについて、幅・高さ・長さの制限から、その取り外しを余儀なくされる場合にあっては、自動車の基本性能を損なわず、解体に関する専門的知識・技術・経験を要しない範囲で部品を取り外し、取り外した部品を一体のものとして同一のコンテナに積んで輸出する場合については、解体行為とはみなさない。ミラー、タイヤ、バンパー、リアハッチ・トランクリッド、ボンネット及びランプ類の取り外しについては、これに該当するものとして扱って差し支えない。(後略)

4. (略)

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

主な改正の概要（平成 26 年 3 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号等	品 目	概 要
通則 3(b)	コーヒー、カップ及び受皿をともに包装し小売用にしたもの	瓶詰の可溶性コーヒー、陶磁製のカップ及び受皿をともに包装して小売用にしたものについて、各々の物品が属する項に別々に分類される旨を明確化。
第 39.09 項	ポリメリックMDI	ポリメリックMDI(ポリ(メチレンフェニルイソシアナート))に関連する物質の化学名及び化学構造式を明確化。
第 69.07 項	テラコッタ製のクラディング部材	第 69.07 項には、テラコッタ製のクラディング部材が含まれる旨を明確化。
第 85.41 項	Packaged IGBT device	第 85.41 項には、モジュール化されたトランジスタ(Packaged IGBT device)が含まれる旨を明確化。
第 94.03 項	足載せ台	第 94.03 項に分類される、足を載せるように設計したツール及び足載せ台について、第 94.01 項の除外規定(f)と表現を合わせる改正。

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1901.90 号	チーズ代用物	脱脂乳、植物油等から成るチーズ代用物につき、第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品として第 1901.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2101.11 号	可溶性コーヒー(インスタントコーヒー)	瓶詰の可溶性コーヒーで、陶磁製のカップ及び受皿とともに包装して小売用にしたものにつき、カップ及び受皿とは分離して第 2101.11 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3004.90 号	肥満症治療用の医薬品	オルリスタット等を含む肥満症治療用の医薬品で、カプセル剤にしたものにつき、投与量にした医薬品として第 3004.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6912.00 号	陶磁製のカップ及び受皿	陶磁製のカップ及び受皿で、瓶詰の可溶性コーヒーとともに包装して小売用にしたものにつき、可溶性コーヒーとは分離して第 6912.00 号に分類(通則 1)。
第 8415.82 号	床置型スプリットシステムのエアコンディショナー	床置型スプリットシステムのエアコンディショナーにつき、壁に取り付けるものではなく、その他のエアコンディショナーとして第 8415.82 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8415.82 号	一体構造型ポータブルエアコンディショナー	一体構造型ポータブルエアコンディショナーにつき、壁に取り付けるものではなく、その他のエアコンディショナーとして第 8415.82 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8502.39 号	蒸気タービンとセットにした発電機	連係して作動する蒸気タービン及び交流発電機で、共に提示されるが、別々に梱包されているものにつき、原動機とセットにした発電機として第 8502.39 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8518.22 号	楽器用の機器	拡声器と組み合わせた増幅器につき、複数型拡声器(同一のエンクロージャーに取り付けたもの)として第 8518.22 号に分類(通則 1 及び 6(第 16 部注 3))。

分類例規第二部(国内分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 4203.21 号	バッティンググローブ	輸入統計品目表の規定に則したバッティンググローブの分類に係る記載の改正。
第 44.18 項	構造用の単板積層材	単板積層材の日本農林規格の改正に伴う改正。

輸入通関をスムーズに行うため、関税分類、関税評価、原産地の



「文書による事前教示制度」

をご利用ください!

○新たに貨物を輸入したいとき、こんな疑問はありませんか?

- 貨物が関税率表のどこに分類されるか分からないので、税率が分からない。**(関税分類)**
- 新しい取引形態なので、課税価格をどう計算してよいか分からない。**(関税評価)**
- 複数の国の原材料を使用して製造したけれど、原産地がどこか分からなくて有利な税率が適用できるのか不安。**(原産地)**



そんなときには、「**文書による事前教示制度**」の利用をお勧めします。

○ 文書による事前教示制度とは?

輸入を予定している貨物に係る**関税分類、関税評価**上の取扱い、**原産地**について、文書で照会することにより、文書で回答を受けることができる制度です。

税関は、照会書の受理後、関税分類や原産地については30日以内の極力早期に、関税評価については90日以内の極力早期に回答するように努めます。

○どんなメリットがあるのか?

- **文書回答は通関審査で尊重され、スムーズに通関できます。(口頭の回答は単なる参考にすぎません。)**
- **全国どこの税関でも有効です。**
- **文書回答は3年間有効です。**
- **輸入に先立って、原価計算ができます。**



○事前教示照会の手続き

「事前教示に関する照会書」に必要事項を記載し、税関での検討に必要な各種の資料を添付して、税関の担当部門に提出して下さい。

添付資料には、概ね以下のものがあります。

- 関税分類：貨物の製造工程、見本、写真、図面等
- 関税評価：取引の事実関係が確認できる売買契約書等の関係書類
- 原産地：加工・製造工程に関する書類等

○様式の入手

- 事前教示照会書（関税分類照会：C-1000、関税評価照会：C-1000-6、原産地照会：C-1000-2）は、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）からダウンロードすることができます。
- 税関ホームページのトップページ右側の「▼税関手続きの案内」→「税関様式及び記載要領」→「関税法関係(C)」で様式の一覧表が表示されます。

輸入貨物は、文書による事前教示済みの貨物です。



輸入者

【輸入通関のとき】

事前教示回答書
(関税分類)

事前教示回答書
(関税評価)

事前教示回答書
(原産地)

確かに確認しました。



税関



【横浜税関における問い合わせ先】

- 関税分類：業務部首席関税鑑査官 TEL045-212-6156、6157
- 関税評価：業務部首席関税評価官 TEL045-212-6139
- 原産地：業務部原産地調査官 TEL045-212-6174

消費税法改正等のお知らせ

平成25年11月
国 税 庁

I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

U R L <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00~17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

U R L <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

新旧対照表

(別紙 1-1)

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(内国消費税等についての端数計算の方法)</p> <p>13 の 4 - 3 内国消費税についての端数計算の方法は、次による。</p> <p>(1) 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に準じて算出した価格（端数処理前のもの）にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額（端数処理後のもの）を加算したものに對して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記 13 の 4 - 1 及び 13 の 4 - 2 の(1)の場合と同様である。</p> <p>(2) 消費税以外の内国消費税についての端数計算の方法は、それぞれの税に関する国税庁の基本通達による。</p> <p>(3) 地方消費税の端数計算は、消費税の場合と同様であるが<u>地方消費税を計算した際に発生する円位未満については、計算の都度切り捨てる</u>。なお、地方消費税の課税標準は消費税額であるが、ここでいう消費税額とは、端数処理後のものをいう。</p>	<p>(内国消費税等についての端数計算の方法)</p> <p>13 の 4 - 3 内国消費税についての端数計算の方法は、次による。</p> <p>(1) 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に準じて算出した価格（端数処理前のもの）にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額（端数処理後のもの）を加算したものに對して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記 13 の 4 - 1 及び 13 の 4 - 2 の(1)の場合と同様である。</p> <p>(2) 消費税以外の内国消費税についての端数計算の方法は、それぞれの税に関する国税庁の基本通達による。</p> <p>(3) 地方消費税の端数計算は、消費税の場合と同様である。なお、地方消費税の課税標準は消費税額であるが、ここでいう消費税額とは、端数処理後のものをいう。</p>

[計算例]

(品名)	(CIF価格)	(関税率)	(関税相当額)	(消費税率)	(消費税額)	(地方消費税率)	(地方消費税額)
------	---------	-------	---------	--------	--------	----------	----------

① E 534,795 円
534,000 円 × 0.14 = 74,760 円 (端数処理前)
74,700 円 (端数処理後)

609,495 円 → (消費税課税標準額) 609,000 円 × 0.063 =

38,367 円 (端数処理前)
38,300 円 (端数処理後)
(地方消費税課税標準額)
38,300 円 × 17 ÷ 63 = 10,334 円 (円位未満切り捨て)

② F 123,258 円
123,000 円 × 0.14 = 17,220 円 (端数処理前)
17,200 円 (端数処理後)

140,458 円 → (消費税課税標準額) 140,000 円 × 0.063 =

8,820 円 (端数処理前)
8,800 円 (端数処理後)
(地方消費税課税標準額)
8,800 円 × 17 ÷ 63 = 2,374 円 (円位未満切り捨て)

(消費税額) 47,100 円 ← 47,187 円 ←
(地方消費税額) 12,700 円 ← 12,708 円 ←
(納付する消費税及び地方消費税額) 59,800 円